

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日の翌日)

## 目次

### ◇規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### ◇公安規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第八号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「及び特別車両料金」を「、特別車両料金(旅客運賃の等級を二階級に区分する線路により旅行する場合を除く。 )及び座席指定料金(普通急行列車を運行する線路により片道百キロメートル以上旅行する場合に限る。 )」に、「百キロメートル」を「五十キロメートル」に、「三百キロメートル」を「百キロメートル」に改め、同条第二号中「及び特別船室料金」を「、特別船室料金(旅客運賃を二以上の階級に区分する船舶により旅行する場合を除く。 )及び座席指定料金」に改め、同条第三号中「十五円」を「二十三円」に改め、同条第四号中「五千二百円」を「六千六百円」に、「四千七百元」を「五千九百元」に改める。

第二十四条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

### 三 休業補償を受けない者

第二十四条第二項中「を超える場合には、当該現に療養に要した費用の総額」を「又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額(それらの総額が同じ額るときは、その額)」に改める。

附則第三項に見出しとして「(葬祭補償の額の特例)」を付する。

附則第四項の前の見出しを「(遺族補償年金前払一時金)」に改め、同項中「一時金(以下「前払一時金」という。 )」を「遺族補償年金前払一時金」に改める。

附則第六項及び附則第八項中「前払一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に改める。

附則第十一項を附則第十二項とし、附則第十項中「条例附則第三条第二項」を「条例附則第三条第三項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同項を附則第十一項とし、附則第九項中「条例附則第三条第二項」を「条例附則第三条第三項」に、「前払一時金」を「遺族補償年金前払一時金」に改め、同項を附則第十項とし、附則第八項の次に次の一項を加える。

9 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が二人以上あるときは、遺族補償年金前払一時金の額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

様式第一号の補償の内容の2の(1)中

- 「3 遺族補償年金の額は、補償基  
次の各号に掲げる遺族補償年金  
その者と生計を同じくしてい  
きる遺族の人数の区分に応じ、  
た額とする。
- 一 1人 100分の35 (55歳以  
上の状態にある妻であ  
る妻以外の妻で50歳  
には100分の40)
  - 二 2人 100分の50
  - 三 3人 100分の56
  - 四 4人 100分の62
  - 五 5人以上 100分の67

礎額に365を乗じて得た額に、  
を受け権利を有する遺族及び  
遺族補償年金を受けることが  
当該各号に掲げる率を乗じて得  
上の妻又は第1項第4号の廃疾  
る場合には100分の45、これら  
以上55歳未満のものである場合

- 「3 遺族補償年金の額は、次の各  
を受け権利を有する遺族及び  
遺族補償年金を受けることが  
分に及び、1年につき当該各号  
一 1人 補償基礎額に153を  
は第1項第4号に規  
る場合には、補償基  
二 2人 補償基礎額に198を  
三 3人 補償基礎額に212を  
四 4人 補償基礎額に230を  
五 5人以上 補償基礎額に245

号に掲げる人数 (遺族補償年金  
その者と生計を同じくしてい  
きる遺族の人数をいう。) の区  
に定める額とする。  
乗じて得た額 (55歳以上の妻又  
定する廃疾の状態にある妻であ  
礎額に175を乗じて得た額)  
乗じて得た額  
乗じて得た額  
乗じて得た額  
乗じて得た額

(1) 傷病名 ア イ ウ	時間外・夜 診 再 診 指 導	初診	時間外・夜 診	休 回	点 回												
		再 診	内 科 再 診 外 夜	回 回	回 回												
		往 診	普 夜 深 夜 暴 雨	通 間 暴 風 路	回 回												
(2) 診察開始日	ア イ ウ	年 年 年	月 月 月	日 日 日	診 療 期 間 診 療 日 数	年 年 年	月 月 月	日 日 日	診 療 期 間 診 療 日 数	年 年 年	月 月 月	日 日 日	診 療 期 間 診 療 日 数	年 年 年	月 月 月	日 日 日	診 療 期 間 診 療 日 数

徳島県三好市

(1) 傷病名 ア イ ウ	時間外・夜 診 再 診 指 導	初診	時間外・夜 診	休 回	点 回								
		再 診	内 科 再 診 外 夜	回 回	回 回								
		往 診	普 夜 深 夜 暴 雨	通 間 暴 風 路	回 回								
(2) 診察開始日	ア イ ウ	年 年 年	月 月 月	日 日 日	診 療 期 間 診 療 日 数	年 年 年	月 月 月	日 日 日	診 療 期 間 診 療 日 数	年 年 年	月 月 月	日 日 日	診 療 期 間 診 療 日 数

日から  
日まで  
日  
死亡

(12) 診療報酬点数表により計算できるもの	合計点数	1点単価
(13) 診療報酬点数表により計算できないもの(例えばは診断書料、入院室料差額等)		

(12) 診療報酬点数表により計算できるもの	合計点数	1点単価
(13) 診療報酬点数表により計算できないもの		

上記の事項は事実と相違ありません。(この欄の記入は、診療当たつた医療機関に療養補償の費用の受領を委任する場合は不要です。)

昭和 年 月 日 在 地  
診療機関の { 所名  
医師の氏名

に  
て

を

④

上記の事項は、事実と相違ありません。(この欄の記入は、診療にあつた医療機関等に療養補償の費用の受領を委任する場合は、不要です。)

年 月 日

診療機関の  
所在地  
名称  
氏名

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

名」に於て、「(戸籍の謄本又は抄本でもよい。)」や「(戸籍の謄本又は抄本でもよい。)」や「(戸籍の謄本又は抄本でもよい。)」

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㊱

㊲

㊳

㊴

㊵

㊶

㊷

㊸

㊹

㊺

㊻

㊼

㊽

㊾

㊿





除法の遺族年金	
○ (母子福祉年金を除く。)	
金 (準母子福祉年金を除く。)	
<input type="checkbox"/> 寡婦年金	
の遺族年金	
る年金の年額	円
年	月
号番号	第 号
事務所名等	
第11条に	第5条に
年金額	年金額
円	円

に於て。

様式第21号 (附則第5項関係)

遺族補償年金前払一時金請求書

様式第二十一号を次のように改める。

(実施機関の職氏名)	請求年月日	年	月	日
殿	請求者(代表者)の住所			
下記の遺族補償年金前払一時金を請求します。	ふ	り	が	な
	氏		名	◎
	死亡職員との続柄			
1 遺族補償年金前払一時金請求金額の計算	(補償基礎額) (倍数)	円 × $\frac{1}{\text{(受給権者の数)}}$ = 円		
2 遺族補償年金前払一時金請求額	受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合	円		
	代表者を選任した場合	(1の計算額) (受給権者の数) 円 × = 円		
3 遺族補償年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族補償年金の額	年	月分	から	年
				月分
				まで
				円
4 補償基礎額の1000倍に相当する額から3の額を差し引いた額				円
5 条例第3条第2項による通知を受けた年月日	年	月	日	

6 送金希望の場合	口座振替	振込先金融機関名	銀行 支店*	受 理	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金	* 決定金額	<input type="checkbox"/> 受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合 <input type="checkbox"/> 代表者を選任した場合	
		口座番号				
		預金名義者				
	送金小切手	振込先金融機関名	銀行 支店			円
	その他			* 通 知	年 月 日	
			* 支 払	年 月 日		
			* 年金証書の番号	第	号	

〔注意事項〕

- 1 請求者は、\*印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「1 遺族補償年金前払一時金請求金額の計算」の欄中「倍数」の欄には、請求者（代表者）が選択する遺族補償年金前払一時金の額の算定の基礎となる倍数を記入すること。
- 3 遺族補償年金の最初の支払に先立って、遺族補償年金前払一時金の支給の申出をする者は、「3 遺族補償年金前払一時金の申出を行つた月までの期間に係る遺族補償年金の額」及び「4 補償基礎額の1000倍に相当する額から3の額を差し引いた額」の欄には記入しないこと。
- 4 請求者が2人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類、また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第二十四条の規定は、昭和五十六年一月一日から適用する。

公安委員会規則

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十六年三月十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第二号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則の一部を改正する規則

警察の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則（昭和三十年十一月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

様式第二号のあなたが受けることができる給付の内容の2の(2)中「90,000円」を「165,000円」に改める。

様式第六号の4の欄中「90,000円」を「165,000円」に改める。



様式第十一号中

7 遺族 給付年金 請求金額 の計算	(給付基礎額)	(算定の基礎となる遺族 の数、ただし5人まで)
	$\times 365 \times \left( \frac{25}{100} + \frac{5}{100} \right) \times$	

$\times$ (請求者の数) =	円		
		7 遺族 給付年金 請求金額 の計算	(給付基礎額) (倍数)
		$\times$	$\times$

$\frac{1}{}$ (請求者の数) =	円	222,000
------------------------	---	---------

様式第二十七号の2の欄中

(給付基礎額)	$\times 365 \times \left( \frac{25}{100} + \frac{5}{100} \right) \times$	(遺族の数)
---------	--	--------

円	を	(給付基礎額)	$\times$	(倍数)	=	円	222,000
---	---	---------	----------	------	---	---	---------

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。